

(介 56)

令和 3 年 6 月 29 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能が追加されました。

被災情報共有機能の利用にあたっては、都道府県・指定都市において、介護施設等に対する I D の発行や緊急連絡先の把握等が必要となることから、今般、都道府県等行政宛てに手続きに関する事務連絡が発出されましたので情報提供申し上げます。

なお、災害時情報共有機能の事業所向けマニュアル（被災状況報告編）につきましては、介護サービス情報報告システムのヘルプに掲載されておりますのでご参照ください。

○事業所向けマニュアル（被災状況報告編）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて
(令 3.6.23 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課)

○【参考】介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老

人ホームの情報公表・検索機能追加等について

(令 3.6.23 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課)

○【参考】災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

(令 3.4.15 子発 0415 第 4 号、社援発 0415 第 5 号、障発 0415 第 1 号、老発 0415 第 5 号 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長 通知)

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 2 3 日

各 都道府県、指定都市介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和 3 年 3 月 9 日）においてご案内のとおり、災害時における介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）に災害時情報共有機能を追加いたしました。

被災情報共有機能の利用にあたり、都道府県・指定都市において、介護施設等に対する I D の発行や緊急連絡先の把握等が必要となるため、必要な手続きについて依頼させていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市におかれましては、管内市区町村及び関係施設・事業所に対し、ご周知いただきますよう、お願いいたします。

(別紙)

介護施設等における災害時情報共有システムの運用に向けた取扱いについて

1. システム利用登録について

介護施設等が、災害時情報共有機能を利用するためには、都道府県・指定都市（以下「都道府県等」という。）において、介護施設等に対する利用登録が必要です。

(1) 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所（※特定施設を除く）

- ・ 情報公表システムのID（介護保険制度における事業所番号（以下「介護事業所番号」という。））により利用することができます。（別途利用登録をする必要はありません。）

※（介護予防）特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、情報公表システムIDを利用せず、(3)で対応するIDを使用することとなります。

(2) 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額100万円以下の事業所

- ・ 情報公表システムによる公表を任意で行う場合は、(1)と同様、情報公表システムの介護事業所番号により利用することができます。
- ・ 情報公表システムによる公表を行わず災害時情報共有機能のみを利用する場合、介護施設等が所在する都道府県等において、被災確認対象事業所番号の発行・通知が必要です。

(3) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず、災害時の情報共有機能を利用可能にするために、介護施設等が所在する都道府県等において、被災確認対象事業所番号の発行・通知が必要です。
- ・ なお、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を除く）については、被災確認計画の前に生活関連情報管理システムでデータを登録する必要があります。

(表 1) 被災情報共有機能の利用にあたり必要なログイン ID

		被害報告機能への ログイン方法	自治体での ID 付与作業
ア	(1) の施設 (※特定施設を除く)	情報公表 ID	不要
イ	(2) の施設 (情報公表を実施)	情報公表 ID	不要
ウ	(2) の施設 (情報公表を未実施)	被災確認対象事業所番号	必要
エ	(3) の施設 (※特定施設を含む)	被災確認対象事業所番号	必要

※ (介護予防) 特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅)、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、エ (3) の施設としての対応となります。

2. 被災確認対象事業所番号及び初期パスワードの設定・通知について (表 1 のウ及びエに該当する施設のみ)

(1) 被災確認対象事業所番号の設定について

被災確認対象事業所番号は、都道府県等において、サービスの種類ごとかつ事業所ごとに、以下の体系に基づき付番して下さい。

□□□□□ □□□ □□□□□

A B C

A : 市区町村番号 (5 桁)

B : 事業区分番号 (3 桁)

サービス付き高齢者向け住宅	9 0 0
養護老人ホーム	9 1 0
有料老人ホーム	9 2 0
軽費老人ホーム	9 3 0
生活支援ハウス	9 4 0
公表対象外の事業所	9 5 0

計 13 桁の
算用数字

C : 事業所番号 (5 桁) ※都道府県等において設定

(2) 初期パスワードの設定について

初期パスワードは、都道府県等において、8 文字以上 20 字以内 (半角英数字) で任意に設定して下さい。

(3) 被災確認対象事業所番号及び初期パスワードの通知について

設定した被災確認対象事業所番号及び初期パスワードについて、都道府県等から介護施設等に通知して下さい。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/>（都道府県コード）／

- (1) 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所
 - ・ 被災確認計画の全ての項目の情報は、情報公表システムの事業所計画の情報が使用されます。（今般の特段の作業はありません）
- (2) 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額 100 万円以下の事業所
 - ・ 情報公表システムによる公表を任意で行う場合は、(1)と同様、情報公表システムの事業所計画が使用されます。
 - ・ 情報公表システムによる公表を行わず災害時情報共有機能のみを利用する場合、都道府県等において、介護サービス情報管理システムから CSV ファイルをダウンロードの上、被災確認計画の作成が必要です。
- (3) 有料老人ホーム
 - ・ 被災確認計画のうち緊急連絡先以外の項目は、生活関連情報管理システム

ムに登録されたデータが使用されます。緊急連絡先については、都道府県等において、介護サービス情報管理システムから CSV ファイルをダウンロードの上、確認・入力が必要です。

- ・ なお、有料老人ホームについては、令和3年度から情報公表システム（生活関連情報）の公表対象となりました。被災確認計画の作成には、事前に有料老人ホームの生活関連情報システムへの登録が必要です。生活関連情報システムへの登録については、「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について」（令和3年6月23日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）をご確認下さい。また、有料老人ホームの生活関連情報システムへの登録は、都道府県、指定都市、中核市において行うこととされており、都道府県におかれましては、中核市と連携して進めていただくようお願いします。

（４）サービス付き高齢者向け住宅

- ・ 被災確認計画のうち緊急連絡先以外の項目について、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムで公開されたデータが取り込まれています。緊急連絡先については、都道府県等において、介護サービス情報管理システムから CSV ファイルをダウンロードの上、確認・入力が必要です。

（５）軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

- ・ 都道府県等において、介護サービス情報管理システムから CSV ファイルをダウンロードの上、被災確認計画の作成が必要です。

（表２）被災確認計画の作成にあたり情報の取得先となるシステム等

	事象所情報の取得先
（１）の施設（※特定施設を除く）	介護サービス情報公表システム
（２）の施設（情報公表を実施）	介護サービス情報公表システム
（２）の施設（情報公表を未実施）	—（都道府県等において把握）
（３）の施設（※特定施設を含む） ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 養護、軽費、生活支援ハウス	生活関連情報管理システム サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム —（都道府県等において把握）

※ （介護予防）特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、（３）の施設としての対応となります。

【留意事項】

- ・ 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収

入年額 100 万円以下の事業所で任意の公表を行う事業所は、災害時に必要な連絡が適切に行うことができるよう、緊急連絡先等の登録情報に誤りがな
いかあらためて確認いただき、変更がある場合には速やかに更新するよう周
知をお願いいたします。

- ・ 介護施設等における災害時情報共有システムは、現行の情報公表システム
に災害時における被害状況や連絡事項等の報告機能を追加したものである
ため、一部の項目の取扱いが、児童福祉施設等や障害者支援施設等の関係と
は異なりますのでご留意下さい。

(主な相違点)

項目	介護	子ども・障害
福祉避難所の有無	— (記載欄なし)	基本情報
非常用自家発電の有無	災害時情報	基本情報
ハザードマップ該当フラグ	— (記載欄なし)	基本情報

(図 2) 被災確認計画のダウンロード手順

- 1 被災状況確認対象事業所管理のメニューをクリックする。



2 被災確認計画を登録するサービスを選択する。（表は有料老人ホームの例）

The screenshot shows a web application titled '計画サービス登録管理システム' (Plan Service Registration Management System). It features a navigation bar with links like 'ホーム', '計画サービス登録', '計画サービス管理', and '計画サービス検索'. Below the navigation bar, there is a section for '計画サービス登録' (Plan Service Registration) with a table of services. The table has columns for 'サービス名' (Service Name), 'サービス内容' (Service Content), and 'サービス登録' (Service Registration). The '有料老人ホーム' (Nursing Home) service is highlighted with a red box. The table also includes a 'サービス登録' (Service Registration) button for each service.

3 「登録用CSV様式の説明」をクリックしExcelをダウンロードする。

The screenshot shows the '登録用CSV様式の説明' (Explanation of the CSV format for registration) page. It features a navigation bar with links like 'ホーム', '計画サービス登録', '計画サービス管理', and '計画サービス検索'. Below the navigation bar, there is a section for '登録用CSV様式の説明' (Explanation of the CSV format for registration) with a table of services. The '登録用CSV様式の説明' link is highlighted with a red box. The table also includes a '登録用CSV様式の説明' button for each service.

4. 災害時情報共有機能のマニュアルについて

介護サービス情報報告システムのヘルプに掲載していますので、ダウンロードしてご確認下さい。

●都道府県マニュアル

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/index.php?action_kanri_static_help=true

●事業所向けマニュアル（被災状況報告編）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true

5. 災害発生時の対応について（別紙1「災害発生時のフロー」及び別紙2「災害時情報共有システム 被災状況報告項目」参照）

（1）国における災害情報の登録

- ・ 災害発生時又は台風など災害発生の際を要する状況となった場合、厚生労働省は、災害時情報共有システムに、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。

（災害情報の登録例）令和〇年台風〇号、令和〇年〇月豪雨

- ・ 災害情報登録後、厚生労働省より都道府県等宛てに災害情報を登録した旨の連絡をメール等により行います。

（2）都道府県・指定都市による介護施設等に対する連絡

- ・ 厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、都道府県等は、速やかに管内の介護施設等に対し、メール等により、システム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡して下さい。

（3）介護施設等における被害状況の報告

- ・ 都道府県等からの連絡を受けた後、介護施設等は被害状況をシステム上で報告します。
- ・ 報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告するよう、周知をお願いします。
- ・ 被害が甚大で施設からの報告がない場合や、通信手段の途絶等により介護施設等における報告が困難な場合には、都道府県等や関係団体等による現地確認等を通じて把握した情報に基づき、都道府県等において入力することも可能です。

（4）都道府県等による被害情報の確認

- ・ 都道府県等は、管理システムの被災状況集計機能を活用し、管内の介護施設等の被害状況を確認することが可能です。

- ・ 被災状況集計機能の活用方法として、例えば、被害が甚大な地域に所在する施設のうち被害状況の報告がないものを抽出し、都道府県等による状況確認や支援の優先順位の判断に役立てる等が想定されます。
- ・ 大規模災害時には、関係団体等による活動を通じて把握される情報も多く、初動において重要な情報源となることを踏まえ、都道府県等におかれては、被害状況の把握や把握した情報の共有等について、平時から、関係団体等と連携・協議に努めて下さい。
- ・ なお、管理システムにアクセスできるのは都道府県及び指定都市であり、中核市やその他の市町村は管理システムにアクセスできません。このため、都道府県は、中核市管内の施設に係る情報収集や情報提供等について、中核市と連携して進めていただくようお願いします。

(5) システム未登録の介護施設等に係る被害情報の確認

- ・ 都道府県等は、災害発生時点でシステムに施設情報が登録されていない介護施設等については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号）の別紙様式を利用し、メールにて厚生労働省に被害状況を提供して下さい。

6. その他

- (1) 都道府県等におかれては、災害担当所管課、介護施設・事業所運営指導所管課、介護サービス情報公表制度所管課等の関係課室が連携し、各課の役割分担や担当者の設定、災害時における業務フローの確認など、平時から協議・検討いただきますようお願いいたします。
- (2) 「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号）も合わせてご確認ください。

<問い合わせ先>

●災害時情報共有システムの考え方・全般

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

E-mail: kiban-seibi@mhlw.go.jp

電話：03-5253-1111（内線：3927）

●災害時情報共有システムの操作方法についての問合せ

介護サービス情報公表システムヘルプデスク

E-mail: helpdesk@kaigokensaku.jp

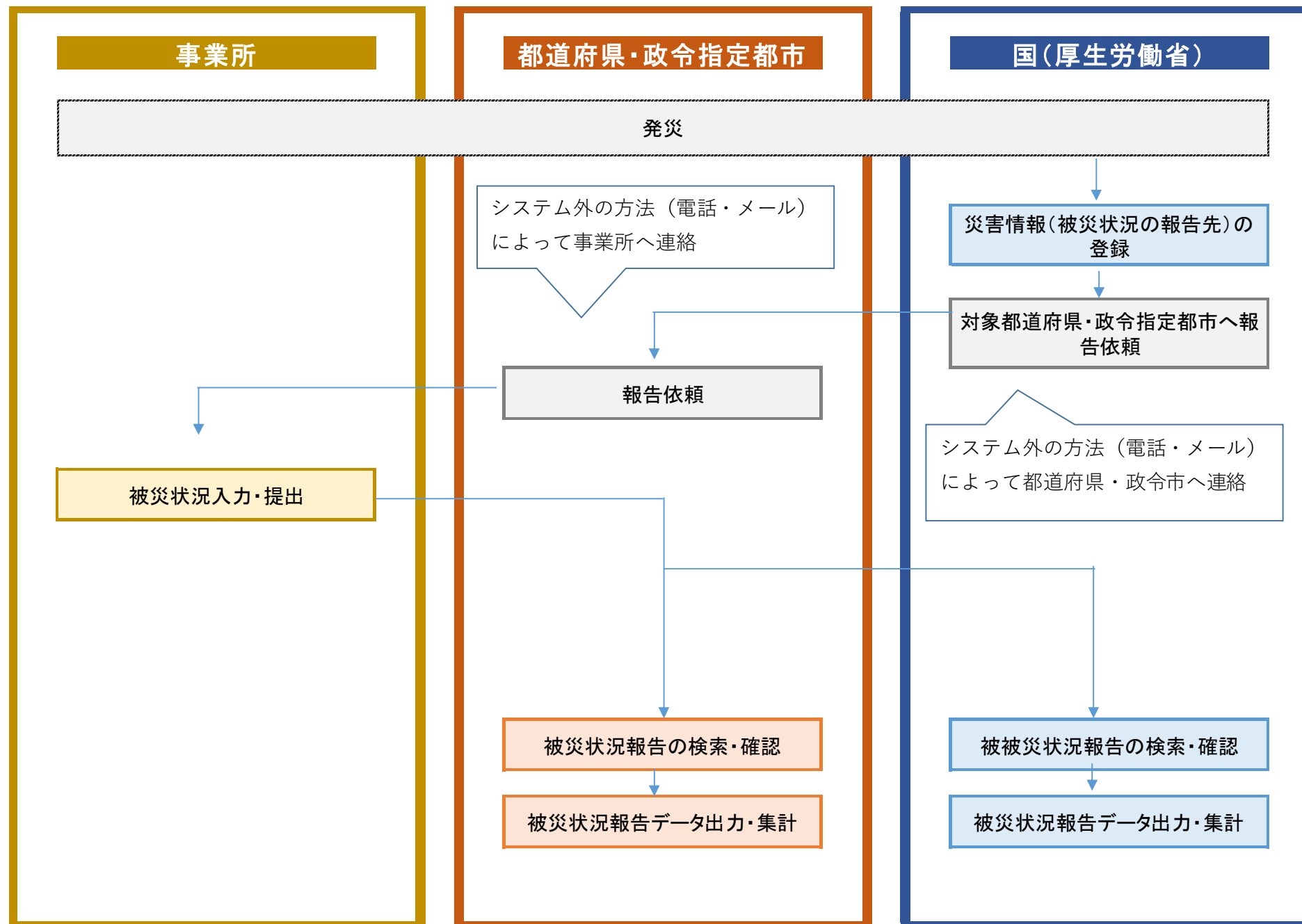
災害時情報共有システム（災害発生時のフロー）

システム外の業務

事業所の
システム操作

都道府県・政令指定
都市のシステム操作

国の
システム操作



災害時情報共有システム 被災状況報告項目①

人的被害の状況		選択式	(01) 人的被害なし	必須入力
			(02) 人的被害あり	
		入力式	(02-1) 負傷者 ●●人	任意入力
			(02-1-2) 重傷者(医療機関への搬送又は受診が必要) ●●人 (02-3) 軽傷者(医療機関への搬送又は受診が不要) ●●人	
			(02-2) 死亡者 ●●人	
(02-3) 行方不明者 ●●人				
建物被害の状況	被害の規模	選択式	(01) 被害なし	必須入力
			(02) 軽微な被害あり(推定被害80万円未満)	
			(03) 重大な被害あり(推定被害80万円以上)	
	被害の内容	選択式	(01) 建物損壊 (01-1) 全壊 (01-2) 大規模半壊 (01-3) 半壊 (01-4) 一部損壊 (01-5) 未定	任意入力
			(02) 浸水被害 (02-1) 床上浸水 (02-2) 床下浸水	
(03) 雨漏り被害				
		記述式	(04) その他 ※複数選択可 ※建物被害の内容・建物被害があった場所等の詳細	任意入力
避難・開所の状況	入所施設	選択式	(01) 避難の必要性なし	必須入力
			(02) 避難の必要性あり	任意入力
			(02-1) 避難先の確保が困難	
			(02-2) 避難先を調整中	
			(02-3) 避難中	
			(02-3-1) 避難先施設の所在市町村 ※ブルダウン選択式 (●●県 ●●市)	
			(02-3-2) 避難先施設種別 (01) 他施設 (02) 避難所 (03) 病院 (04) その他	任意入力
			記述式	(02-3-3) 避難先施設の名称
		記述式	(03) 避難の状況の詳細	任意入力
	入所施設以外	選択式	(01) 支障なし(開所)	必須入力※
			(02) 支障あり(閉所中)	
			(02-1) 代替受入先なし・代替受入先調整中	任意入力
			(02-2) 代替受入先あり	
(02-2-1) 代替受入先施設の所在市町村 ※ブルダウン選択式 (●●県 ●●市)			任意入力	
		記述式	(02-2-2) 代替受入先施設の名称	任意入力
		記述式	(03) 開所の状況の詳細	任意入力
必要な人的支援の状況		選択式	(01) 介護職員 (02) その他の職種(※看護師等) (03) ボランティア ※複数選択可	任意入力
		記述式	※必要な人数・状況等の詳細	任意入力

災害時情報共有システム 被災状況報告項目②

ライフライン等の状況 及び必要な支援の状況	電気の状況	選択式	(01) 停電なし	必須入力	
			(02) 停電あり		
			(02-1) 非常用自家発電なし	任意入力	
			(02-2) 非常用自家発電あり		
			(02-2-1) 燃料が十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力	
			(02-2-2) 燃料が2～3日分しかなく、その後については燃料確保の見通しなし		
			(02-2-3) 今日の確保にも支障がある		
	電源車の支援	選択式	(01) 支援を要請（高圧） (02) 支援を要請（低圧） (03) 支援を要請（電圧不明） (04) 支援不要	任意入力	
			(01-1) 支援到着 (01-2) 支援未到着	任意入力	
			(02-1) 支援到着 (02-2) 支援未到着	任意入力	
	水道の状況	選択式	(01) 断水なし	必須入力	
			(02) 断水あり		
			(02-1) 応急給水可能な受水槽・井戸設備なし	任意入力	
			(02-2) 応急給水可能な受水槽・井戸設備あり		
		飲料水の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力
				(02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	
				(03) 本日分の確保にも支障がある	
		生活用水の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力
				(02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	
				(03) 本日分の確保にも支障がある	
		トイレの状況	選択式	(01) 使用可能	任意入力
				(02) 使用不可	任意入力
				(02-1) 応急対応可能な代替設備なし	
				(02-2) 応急対応可能な代替設備あり	
給水車の支援	選択式	(01) 支援を要請 (02) 支援不要	任意入力		
		(01-1) 支援到着 (01-2) 支援未到着	任意入力		
ガスの状況	選択式	(01) 供給あり	必須入力		
		(02) 供給なし			
		(02-1) 応急可能な代替設備なし	任意入力		
		(02-2) 応急可能な代替設備あり			
冷暖房の状況	選択式	(01) 使用可能	必須入力		
		(02) 使用不可			

災害時情報共有システム 被災状況報告項目③

物資の状況	支援が必要な物資	選択式	(01) 食料 (02) 飲料水 (03) 薬 (04) おむつ (05) 衣服 (06) 毛布 (07) マスク (08) 消毒液 (09) その他 ※複数選択可	任意入力
		記述式	※支援が必要な物資の内容・数量等の詳細	任意入力
	食料の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力
			(02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	
			(03) 本日分の確保にも支障がある	
	燃料（灯油・ガソリン）の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力
			(02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	
(03) 本日分の確保にも支障がある				
医療機器等の故障の状況		記述式	※医療機器等の故障の状況の詳細	任意入力

災害時情報共有システム 物資の報告

物資の報告	マスク	選択式	なし	任意入力
		記述式	●●/分	任意入力
	サージカルマスク	選択式	なし	任意入力
		記述式	●●/分	任意入力
	消毒液	選択式	なし	任意入力
		記述式	●●/分	任意入力
	手袋	選択式	なし	任意入力
		記述式	●●/分	任意入力
	ガウン	選択式	なし	任意入力
		記述式	●●/分	任意入力
	フェイスシールド	選択式	なし	任意入力
		記述式	●●/分	任意入力
	ゴーグル	選択式	なし	任意入力
		記述式	●●/個	任意入力
	キャップ	選択式	なし	任意入力
		記述式	●●/個	任意入力
	体温計(非接触型含む)	選択式	なし	任意入力
		記述式	●●/個	任意入力
	パルスオキシメーター	選択式	なし	任意入力
		記述式	●●/個	任意入力
	その他	記述式	必要な物資を自由記述	任意入力

災害時情報共有システム 新型コロナウイルス感染症の施設内感染対策のための自主点検項目

高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検	1) 感染症対応力向上	チェック	①手指消毒の励行、定期的な換気を行っている	任意入力
		チェック	②職員の日々の健康管理を行っている	任意入力
		チェック	③入所者の日々の健康管理を行っている	任意入力
		チェック	④防護具の着脱方法の確認を行った	任意入力
		チェック	⑤清掃などの環境整備を行っている	任意入力
		チェック	⑥主な職員が動画「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」等を視聴した	任意入力
		チェック	⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)について職員に周知を行った	任意入力
	2) 物資の確保	チェック	⑧在庫量と使用量・必要量を確認した	任意入力
		チェック	⑨一定量の備蓄を行っている	任意入力
	3) 関係者の連絡先の確認	チェック	⑩感染対策にかかる関係者の連絡先を確認している	任意入力
	4) 感染者発生時のシミュレーション	チェック	⑪個室管理、生活空間の区分けの検討を行った	任意入力
		チェック	⑫勤務体制の変更、人員確保の検討を行った	任意入力
		チェック	⑬検体採取場所の検討を行った	任意入力
	5) 情報提供	チェック	⑭感染者発生時の対応方針について入所者、家族と共有している	任意入力
		チェック	⑮感染者発生時の対応方針について協力医療機関と共有している	任意入力

事 務 連 絡
令和3年6月23日

都道府県
各 指定都市 福祉担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの
情報公表・検索機能追加等について

有料老人ホームの情報については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第11項において、有料老人ホームの情報を都道府県知事等に報告することとされ、また、同第12項において、都道府県知事等は、報告された事項を公表しなければならないとされており、各都道府県等におかれましては、これまで、それぞれの方法にて有料老人ホームの情報の公表を行っているところと存じます。

今般、全国の有料老人ホームの検索が容易となるよう、新たに介護サービス情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を追加いたしました。

つきましては、下記に従い、積極的に本システムの活用した情報公表をお願いいたします。

また、本システムに情報登録することで、災害時情報共有システムの機能も使用できるようになります。災害時における有料老人ホームの被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した有料老人ホームへの迅速かつ適切な支援につなげるため、積極的な情報登録を行っていただきますようお願いいたします。

なお、災害時情報共有システム利用に関する詳細については、介護サービス施設・事業所やその他高齢者施設等とあわせ、令和3年6月23日付事務連絡「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」（以下、「災害時情報共有システム事務連絡」という。）において別途ご連絡いたしますので適宜ご参照ください。

記

1. 有料老人ホームの情報公表について

(1) 有料老人ホーム情報の掲載場所

有料老人ホームの情報は、介護サービス情報公表システムのうち、「生活関連情報」の一つとして掲載されます。

【情報の掲載場所】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

(2) 情報公表の項目・登録のマニュアルについて

- 情報公表の項目は、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知）」（以下、「標準指導指針」という。）の別紙様式「重要事項説明書」の項目と、情報公表システム掲載上、必要な項目（取込種別、被災確認事業所番号、市区町村コード、備考欄）となっています。

これらの項目を網羅した登録様式が、Excel 様式にて、生活関連情報管理システム（https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/）よりダウンロード可能となっていますので、事業者には本登録様式を配布し、記入いただいた上で、回収し、都道府県等において必要な登録手続きを行うことで介護サービス情報公表システムに掲載することができるようになります。

この際、本登録様式には、法令により公表が義務づけられていない項目が含まれるため、事業者には、事前に説明をし、公表の了承を得るようにしてください。

なお、本登録様式は、標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」の項目が網羅されているため、そのまま重要事項説明書としてもご利用いただけます。

- 登録までの主な流れは以下のとおりです。具体的な流れや操作方法等は、以下に示す生活関連情報管理システムヘルプページに掲載されている「生活関連情報管理システム操作マニュアル（有料老人ホーム情報公表編）」（以下、「マニュアル」という。）をご参照ください。（マニュアル P 1～19, 23～40 参照）

① 生活関連情報管理システムにログインする。

（ID・パスワードは各都道府県等の介護サービス情報システム担当者や生活関連情報の公表を取り扱っている担当者等にご確認ください。（都道府県の ID・パスワードは介護サービス情報管理システムで使用していたものをそのまま利用できます。））

【生活関連情報管理システム URL】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/

- ② 業務メニュー画面から、登録様式（【登録様式 EXCEL】有料老人ホーム.xlsx）を

ダウンロードする。

- ③ ダウンロードした登録様式を各事業者に配布し、記入してもらい、Excel 形式のままの状態を回収する。
- ④ 業務メニュー画面から、ファイル取込用 CSV 作成マクロ（ZIP ファイル）のダウンロードをし、任意のフォルダに解凍する。
- ⑤ 事業者から回収した登録様式（Excel）を、「01_作成対象 Excel」フォルダに格納する。（複数施設分の登録様式をまとめてフォルダに格納することが可能）
- ⑥ 「有料老人ホーム公表_CSV 作成ツール（Ver1_0）.xlsm」を開き、「CSV 作成」ボタンをクリックすると、「04_作成済み CSV」フォルダに、CSV ファイルが格納される。（「01_作成対象 Excel」にフォルダに格納されている複数施設分の登録様式の情報が一括で1つの CSV ファイルに変換される。）
- ⑦ 業務メニュー画面から、「ファイル取り込み／ファイル出力」をクリックし、ファイル取込の「取込ファイルの選択」にて、⑥で作成した CSV ファイルを選択し、「登録する」ボタンをクリックする。
- ⑧ 業務メニュー画面から、「登録情報検索・管理」をクリックし、⑦で登録した情報の施設情報の内容を確認のうえ、「確認して提出する」をクリック、内容に問題がなければ、「公表する」ボタンをクリックし公表。

また、生活関連情報管理システムには、最新の登録様式やマクロなどを掲載しておりますので、利用時には必ず掲載されているものをダウンロードのうえ、ご活用ください。

【生活関連情報管理システムヘルプページ（マニュアル掲載場所）】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/index.php?action_seikatukanri_static_help=true

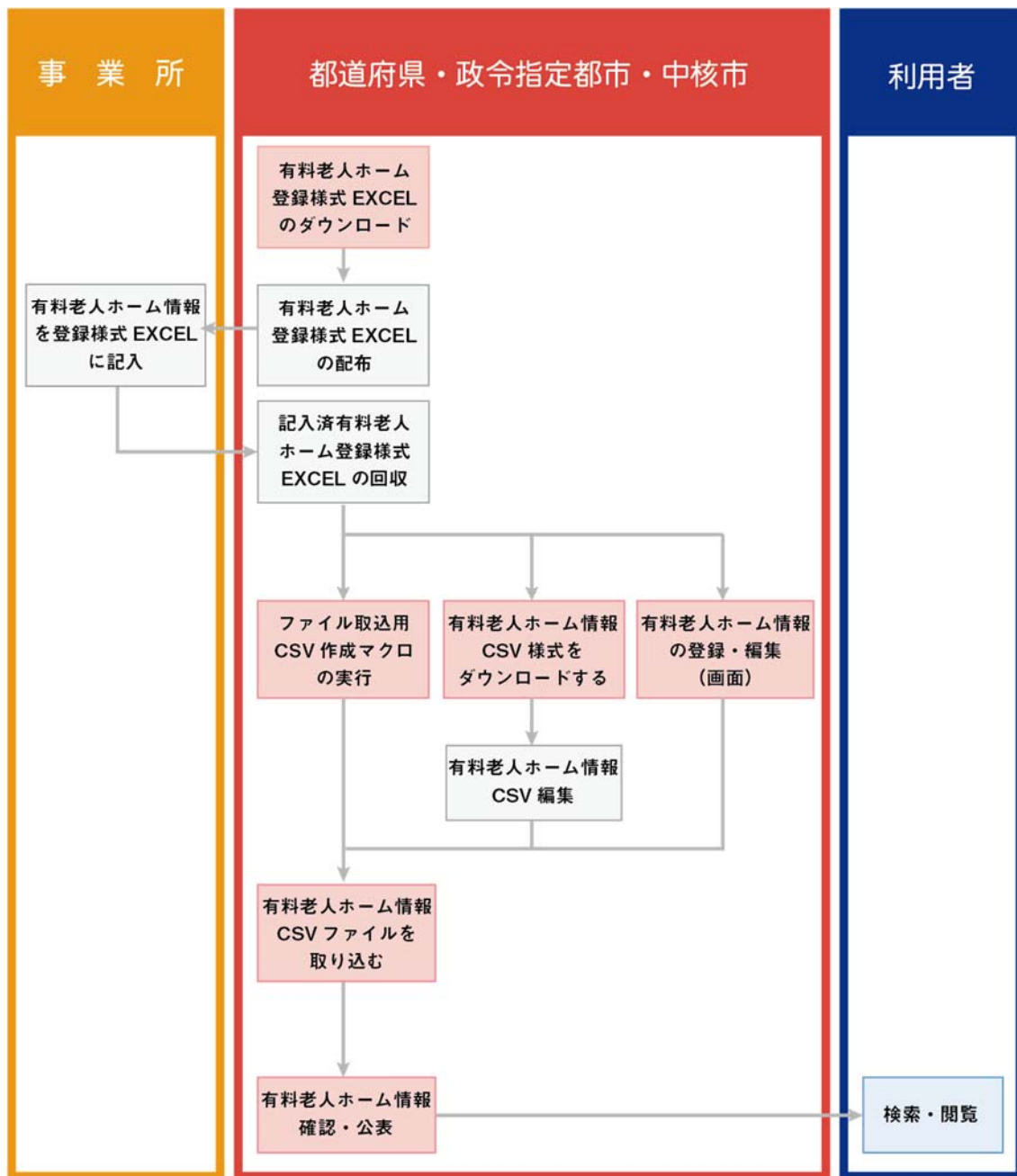
- 有料老人ホーム情報公表に関する一連の操作は以下のマニュアルをご参照ください。

■ 生活関連情報管理システム操作マニュアル（有料老人ホーム情報公表編）

- その他、都道府県等におけるアカウント情報等の設定など、有料老人ホームの情報登録に係る部分以外については以下の「生活関連情報管理システム操作マニュアル」をご参照ください。

■ 生活関連情報管理システム操作マニュアル

＜有料老人ホーム情報公表の流れ＞



(3) 留意事項

- ① 特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（介護付き有料老人ホーム）の取扱いについて

介護付き有料老人ホームについては、既に介護サービス情報公表システムにおいて公表されておりますが、検索の利便性の観点や、有料老人ホームの類型によって

情報量が異なることを避けることから、介護付き有料老人ホームについては、従来の特定施設入居者生活介護としての公表に加え、上記の生活関連情報（有料老人ホーム）での公表もお願いします。

また、災害時情報共有システムにおいて、特定施設入居者生活介護は、介護サービス情報ではなく、生活関連情報（有料老人ホーム）の情報を活用して運用することとなりますので、災害時情報共有システムを利用するためにも、生活関連情報（有料老人ホーム）での公表も行っていただくようお願いします。（※詳細は、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照）

② 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報により、生活関連情報の中に情報が掲載されますので、上記の方法による生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表はしないようにしてください。

また、災害時情報共有システムにおいて、サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報を活用して運用することとなります。仮に生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表も行った場合、災害時情報共有システムの ID 等が複数発行され、災害発生時等の運用に支障を来す恐れがありますので、生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表はしないようにしてください。（※詳細は、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照）

③ 標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」から様式を変更したい場合

登録様式内への項目追加、削除などの編集は不可となっています（シートの追加・削除も不可）。このため、重要事項説明書として、登録様式に加え、独自に把握したい項目がある場合には、登録様式とは別の様式をご用意していただくようお願いします。なお、独自に用意された様式の情報について、介護サービス情報公表システムに掲載することはできませんのでご注意ください。

④ 既存施設の情報公表について

介護サービス情報公表システムにおいて、多くの有料老人ホームの情報を検索できるようにすること、また、災害時情報共有システムの運用とも連動することから、なるべく早期の情報公表を行っていただくよう、お願いします

⑤ 定期的な情報更新について

事業者から変更の届出があった場合や、定期的な報告徴収において情報が変更され

た場合は、その都度情報の更新を行うようお願いします。（情報の更新方法は今後マニュアルに追加する予定です。マニュアルの更新時期は追ってご連絡いたします。）

2. 災害時情報共有システムとの関連について（※詳細は「災害時情報共有システム事務連絡」参照）

災害時情報共有システムは、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能を付加するかたちで構築しております。

災害時情報共有システムを利用するには、有料老人ホーム情報を生活関連情報（有料老人ホーム）に登録しておく必要がありますので、積極的な情報登録をお願いします。

なお、災害時情報共有システムを開始するにあたり必要な手続き等は、都道府県が中核市分も含め行うことになりますので、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照のうえ、適宜、都道府県は中核市から災害時の情報確認に使用する緊急連絡先等の情報施設を入手するなど、都道府県と中核市とで連携のうえで進めていただくようお願いします。

また、中核市においては、登録した有料老人ホームの情報に限り、災害発生時の回答内容の確認や、未回答事業所の確認等が可能になります。中核市における被災状況や回答状況の確認など、必要に応じて、災害発生時における都道府県との連携体制の構築も行うようお願いします。

<問い合わせ先>

- 有料老人ホームの情報公表の考え方・全般
厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者居住支援係
E-mail: kourei-juutaku@mhlw.go.jp
電話：03-5253-1111（内線：3981）

- 介護サービス情報公表システムの操作方法についての問合せ
介護サービス情報公表システムヘルプデスク
E-mail: helpdesk@kaigokensaku.jp

以上

令和 3 年 4 月 1 5 日
子 発 0 4 1 5 第 4 号
社援発 0 4 1 5 第 5 号
障 発 0 4 1 5 第 1 号
老 発 0 4 1 5 第 5 号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号。以下「旧通知」という。）により、各都道府県においてこれらの情報を収集し、必要な措置を講じていただくとともに、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

社会福祉施設等は、要介護高齢者や障害者など、日常生活上の支援を必要とする者が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要である。このような観点に立てば、社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に把握す

るとともに、被災自治体を始め、厚生労働省などの関係者間で共有することが重要である。

今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設について災害発生時における被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を構築し、令和３年度から運用が開始されることから、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、社会福祉施設等及び関係団体に十分周知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言に該当するものであることを申し添える。

本通知の発出により、旧通知は、令和３年４月１５日をもって廃止する旨を併せて申し添える。

記

１．平時における取組について

災害発生時に、社会福祉施設等の被災状況（以下「被災状況」という。）の把握等を行うに当たっては、平時から関係者間の連携体制を構築・強化しておくことが重要であることから、各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）においては、以下の取組を推進すること。

（１）被災状況の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

社会福祉施設等は、様々な施設種別が存在することから、施設ごとの被災状況が漏れることなく、的確に情報収集が行われるとともに、当該情報収集の内容の標準化が図られていることが重要である。

このため、都道府県等においては、それぞれの施設種別を所管する部局（以下「施設所管部局」という。）間との連絡調整及び被災状況の情報収集に係る取りまとめを行う部局（以下「取りまとめ部局」という。）を定めておくこと。

また、災害発生時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、当該部局間で共有しておくなど、必要な連絡体制を整備しておくこと。

(2) 管内関係者間のネットワークの構築や役割分担について

災害発生時には、膨大かつ被害の状況に応じた様々な業務を行う必要があることから、特定の部局、機関に業務が集中しないよう、庁内関係部局のほか、庁外関係者間とも連携体制を構築しておくことが重要である。

このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワークづくりを推進するとともに、災害発生時におけるそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくこと。

また、災害時情報共有システムで把握した被災状況等の詳細確認や通信障害等により社会福祉施設等で入力ができない場合に2.(2)に基づいて行う代行入力について、都道府県と市区町村との役割分担についても取りまとめ部局を中心に整理しておくこと。

(3) 災害時情報共有システムへの施設情報の登録等

災害時情報共有システムでは、災害発生時に迅速かつ正確に被災状況等を把握することが可能となり、適切な支援につなげることができる。このためには、平時において、当該システムに正確な施設情報を登録しておく必要がある。

① 施設情報の登録等について

取りまとめ部局及び施設所管部局は、都道府県で登録する必要がある施設情報については速やかに登録し、市区町村で登録する必要がある施設情報については、社会福祉施設等の施設情報が適切に登録されているかどうかの確認を行うとともに、施設情報が適切に登録されていない社会福祉施設等や施設情報が未登録の社会福祉施設等が所在する市区町村に対し、早急に施設情報の登録を行うよう促すこと。

なお、別紙「対象施設種別」のうち、救護施設等のその他施設については、災害時情報共有システムの対象となっていないため、災害発生時に、迅速かつ的確に被災状況について情報収集を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じることができるよう、施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、別紙様式の「基本情報」欄を記載することにより、都道府県等管内の一覧表（以下「施設リスト」という。）を作成しておくこと。

② 施設情報の更新について

災害時情報共有システムに登録されている施設情報は最新のものとなっている必要があるため、取りまとめ部局及び施設所管部局は、常に確認を行うこと。また、施設情報に変更があった場合には、都道府県で更新する必要がある施設情報については

速やかに更新し、市区町村で更新する必要がある施設情報については、当該社会福祉施設等が所在する市区町村に対し、速やかに施設情報の更新を行うよう促すこと。

救護施設等のその他施設については、毎年度当初には施設リストの基本情報を確認し、必要に応じて更新を行うこと。また、毎年度当初以降に新設された場合や基本情報に変更があった場合には、施設リストの更新を行うこと。更新した施設リストについては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（以下「福祉基盤課」という。）に情報提供を行うこと。

（４）災害時情報共有システムによる被災状況等の入力周知徹底等

取りまとめ部局及び施設所管部局は、平時から社会福祉施設等に対し、災害により被害等が生じた場合には、速やかに災害時情報共有システムにおいて被災状況等を入力するよう周知徹底するとともに、災害発生時に被災状況の報告が迅速かつ適切に行われるよう、当該システムを用いて試行的に入力をするなど、操作方法の習熟に努めるよう促すこと。

２．災害発生時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況の把握等を行うことが重要であることから、都道府県等においては、管内市区町村、社会福祉施設等及び関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

（１）あらかじめ発生が予想できる災害への対応

気象庁等からの気象の見通しの発表や内閣府政策統括官（防災担当）等からの早急な避難対応の連絡があることも踏まえ、取りまとめ部局及び施設所管部局は、厚生労働省からの依頼に基づき、社会福祉施設等に対して、停電等への備えや早期避難の検討等に関する注意喚起を行うこと。

また、上記依頼がない場合でも、台風等のあらかじめ発生が予想できる災害については、取りまとめ部局が中心となって、災害時情報共有システムや施設リストにおいて社会福祉施設等の所在地が洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域等に該当しているかどうかを確認することにより、災害発生の際の蓋然性が高い社会福祉施設等に対して、早期避難等の必要な要請を行うこと。

（２）災害時情報共有システムによる被災状況等の把握等と厚生労働省への報告

① 被災状況等の把握と入力について

災害発生時には、厚生労働省及び都道府県等は災害時情報共有システムにより社会福祉施設等の被災状況等を把握することになるため、都道府県等は、被害がない場合

も含めて災害時情報共有システムへの被災状況等の入力が行われているか確認し、入力が行われていない施設に対しては速やかな入力を依頼すること。通信障害等により社会福祉施設等において災害時情報共有システムへの入力が行えない場合には、事前に整理した役割分担に基づき、都道府県等又は市区町村において当該社会福祉施設等の被災状況等を把握し、災害時情報共有システムへの代行入力を行うこと。

なお、新規に事業を開始して間もない場合など、災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、別紙様式を用いて被災状況等を把握すること。

また、救護施設等のその他施設については、施設リストに基づき、1（2）によりあらかじめ定めた災害発生時における役割分担に基づいて情報収集を行うこと。

② 災害時情報共有システム未対応の社会福祉施設等や当該システムが稼働しない場合の被災状況等に関する厚生労働省への報告

救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、取りまとめ部局から、原則として1日に1回、把握した被災状況等について、別紙様式に集約した上で、福祉基盤課あてメールにより情報提供を行うこと。指定都市、中核市の取りまとめ部局にあつては、厚生労働省への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。

また、災害時情報共有システムに不具合が生じているなど、当該システムによる被災状況等の把握が困難な場合、厚生労働省から情報提供を依頼することもあり、その際には、取りまとめ部局が、別紙「対象施設種別」に該当する社会福祉施設等の被災状況等を取りまとめ、福祉基盤課あてメールにより速やかに情報提供を行うこと。

（3）支援が必要な場合の厚生労働省への情報提供等

① 停電や断水が発生している場合や非常用自家発電設備等の燃料に不足が生じている場合の情報提供について

取りまとめ部局及び施設所管部局は、災害時情報共有システムにより、停電が発生している社会福祉施設等の非常用自家発電設備の有無を確認するとともに、電源車の支援を要請している社会福祉施設等を把握し、都道府県等の防災担当部局等と情報を共有し、電源車による支援の調整を行うこと。なお、厚生労働省から経済産業省に対して、電源車の支援を要請することも可能であるため、都道府県等の内部での調整が困難な場合、取りまとめ部局から福祉基盤課宛て、支援希望のある施設の施設名、住所、担当者及び連絡先について情報提供を行うこと。

また、断水が発生している社会福祉施設等の飲料水や生活用水等の状況を確認するとともに、給水車の支援を要請している社会福祉施設等を把握し、都道府県等の防災

担当部局等や管内市区町村と情報を共有し、給水車による支援の調整を行うこと。

さらに、燃料の状況についても確認し、十分な燃料が確保できておらず、通常取引先からの調達が困難であり、都道府県内での燃料供給の調整も困難な場合には、厚生労働省から資源エネルギー庁に対して支援を要請することも可能であるため、取りまとめ部局から福祉基盤課宛て、支援希望のある施設の施設名、住所、担当者及び連絡先について情報提供を行うこと。

なお、救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、施設所管部局から施設管理者へ連絡するなどの方法により情報収集し、電源車や給水車の支援の必要性を把握するとともに、福祉基盤課宛て別紙様式により情報提供を行うこと。

② 物資や人的支援等の状況に関する情報提供について

災害時情報共有システムでは、食料や飲料水のほか、薬、マスク、消毒液といった物資の支援の必要性も把握することが可能となっている。また、ガスの供給状況や冷暖房の状況、介護職員や看護師等の人的支援の必要性についても把握することが可能である。取りまとめ部局及び施設所管部局は、災害時情報共有システムにより、これらの状況についても把握し、都道府県等の防災担当部局等と情報を共有し、必要な支援を行うこと。

なお、救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、施設所管部局から施設管理者へ連絡するなどの方法により情報収集し、福祉基盤課宛て別紙様式により情報提供を行うこと。

③ 被災状況等に応じたさらなる対応の依頼について

福祉基盤課及び厚生労働省の施設所管部局より、都道府県等に対して、災害が発生した時間帯や災害規模、被災状況、避難者の動向や災害時情報共有システムで把握した被災状況等を踏まえ、被災した社会福祉施設等の被災状況の詳細把握など、さらなる対応について協力を依頼することがある。

3. その他

(1) 食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県等及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、物資の供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の最低でも3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県等及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資

を供給することができる体制の構築を検討すること。

ただし、運営基準等や都道府県等又は市区町村が定める条例その他の規則において、別の定めがある場合は、この限りではない。

(2) 別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等の取扱いについて

災害時情報共有システムにおいては、別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等についても被災状況等の把握が可能であることから、災害の状況に応じて、これらの被災状況等を把握し、必要な支援につなげること。

対象施設種別

1 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 児童心理治療施設
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園等

(保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法 34 条の 15 第 1 項又は第 2 項に基づく小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所)

- (13) 放課後児童クラブ
- (14) 児童厚生施設
- (15) 地域子育て支援拠点
- (16) 子育て短期支援事業を行う施設
- (17) 一時預かり事業所
- (18) 病児保育事業所
- (19) 産後ケア事業を行う施設

2 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助
- (5) 短期入所
- (6) 療養介護

3 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

4 その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設